

答 申 第 428 号

第 1 審議会の結果

公立大学法人名古屋市立大学（以下「実施機関」という。）が行った異議申立人の開示請求に係る決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成25年10月17日、異議申立人は、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

公立大学法人名古屋市立大学内部通報・相談に関する要綱について

なお、この要綱策定決裁は平成24年12月28日の一日だけで起案から決裁まで行われており、決裁者は監査評価室長である。

平成〇年〇月〇日、当該監査評価室長から当方は別添〇日付け文書を受領したが、その時点で申し立て方法が決まっていなければ、直接、理事長に申し立てができたにもかかわらず、当方の申し立てを望む面会ができないとした理由の分かる文書等の情報

- 2 平成25年11月28日、実施機関は、本件開示請求に対して、名古屋市立大学内部通報相談窓口受付票（以下「本件受付票」という。）及び平成〇年〇月〇日付けメール（以下「本件メール」という。また、本件受付票及び本件メールをあわせて以下「本件開示文書」という。）を特定して開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- 3 平成25年12月24日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

- 1 異議申立ての趣旨

本件処分を訂正する、との決定を求めるものである。

- 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 私が開示請求した対象文書は、平成〇年〇月〇日付け内部通報に係る調

査報告書によって、〇〇〇〇で 3人の口頭注意者が出ているが、その報復として、通報者が不利益を被ったと訴えたことに係る文書である。

(2) 開示された文書は、平成〇年〇月〇日付け名市大内部通報相談窓口受付票に対する回答メールであり失当である。

(3) 公立大学法人名古屋市立大学内部通報・相談に関する規程（以下「内部通報規程」という。）第 6条には、通報者等の保護として、第 2項に「通報・相談を行ったことに起因して不利益な取扱いを受けた場合には、その旨を理事長に申し立てることができる。この場合における手続きは、別に定める。」と規定している。

一方、「この別に定める」とする規定については、同年12月28日、公立大学法人名古屋市立大学内部通報・相談に関する要綱として、監査評価室長の一存で制定されている。

同月〇日時点では、この「別に定める」要綱が制定されていないのであるから、内部通報規程第 6条第 2項の規定に基づき、「通報・相談を行ったことに起因して不利益な取扱いを受けた場合には、その旨を理事長に申し立てることができる。」はずである。

(4) 異議申立人に通知せず「別に定める」要綱を制定したのは、異議申立人の権利行使を妨害するもので、刑法第 193条に抵触する。

(5) 同日付け回答文書により、監査評価室長は「虚偽公文書作成及びその行使等については、内部通報制度の対象とはなりません。刑法抵触についての疑義は学外機関へご相談いただきますよう」としており、内部通報制度で受け付ける事項である「本学における違法又は、著しく不当な役員・教職員の行為又は不正な事柄」とする監査評価室長の職務を放棄している。これは地方公務員法第33条及び刑事訴訟法第 239条に抵触するものである。

(6) 学長は自ら対象職員を尋問する等適正に調査し、懲戒処分を行い、異議申立人に謝罪するべきである。

(7) 以上の理由から、公務に携わっている職員の観点から開示義務がある。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件決定については、内部通報制度の過程において理事長への面会のアポイントをとることは行わない旨を異議申立人に対して伝えたメール文書等を特定したものであり、異議申立人からの請求の趣旨を満たしている文書である。
- 2 上記 1の他に請求の趣旨を満たしている文書は存在しない。

第5 審議会の判断

1 争点

本件処分で特定した文書が、本件開示請求に係る保有個人情報として妥当か否かが争点となっている。

2 文書特定について

(1) 実施機関が特定した保有個人情報

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、本件開示文書を特定した。

イ 当審議会において、本件開示文書を検分したところ、本件受付票の中には、異議申立人が学長との面談を要望している旨の記載があると認められる。

また、本件メールの中には、内部通報の過程において、監査評価室が通報者の学長面会についてアポイントをとることはない旨の記載があると認められる。

ウ 上記イより、本件開示文書を本件開示請求に係る保有個人情報として特定したとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。

(2) 本件開示文書以外の特定すべき保有個人情報

異議申立人は、本件処分について、要求とは違った文書が開示されているので、正しい文書を開示するよう訂正を求めている。

しかしながら、異議申立人の主張は独自の見解や認識に基づいて実施機関を非難し、その上で実施機関に対して保有個人情報の開示義務があると主張するものである。また、異議申立人が開示を求めているとしている文書について、異議申立人からは文書の特定につながる具体的な主張がなく、他に特定すべき文書の存在を窺うことはできない。

(3) 以上のとおり、異議申立人からは、実施機関の主張を覆すに足る合理的

な主張がなく、実施機関の説明にも特段不合理な点は認められないため、本件処分で特定した本件開示文書は、本件開示請求に係る保有個人情報として妥当であると認められる。

3 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

第 6 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成26年 1月 9日	諮問書の受理
1月17日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
2月20日	実施機関の弁明意見書を受理
2月21日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
3月24日	異議申立人の反論意見書を受理
12月12日 (第 197 回審議会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
平成28年 7月15日 (第 216 回審議会)	調査審議
8月19日 (第 217 回審議会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取
9月16日 (第 218 回審議会)	調査審議
10月21日 (第 219 回審議会)	調査審議
11月11日 (第 220 回審議会)	調査審議
12月16日 (第 221 回審議会)	調査審議
平成29年 1月13日	答申